

専攻科初等教育専攻履修規程

平成8年4月1日 制定

第1条 別府大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第56条第3項に基づきこの規程を定める。本専攻科初等教育専攻を修了するための学科履修は、学則第25条から第27条までの規定及びこの規程の定めるところによる。

（履修科目及び単位数）

第2条 本学専攻科初等教育専攻を修了するためには、学則別表第3に定める科目及び単位を修得しなければならない。

（履修の手続き）

第3条 前条表の科目を履修するためには、その科目の授業（講義、演習、実習を含む、以下同じ。）を履修しなければならない。

第4条 科目を履修しようとする者は、学期始めに所定の履修手続きを行わなければならない。

なお、別に定める者については、受講票を担当教員に、履修登録票を教務課に提出しなければならない。

2 正当な理由がなくて所定の期間内に、受講票及び履修登録票を提出しない者は、履修することができない。

3 履修手続後の履修科目の変更、追加、取消しは、原則として認めない。

（試験）

第5条 科目の単位を取得するためには、その科目の授業を履修して、試験その他本学が定める適切な方法（以下、「試験等」という。）により評価を受け、合格しなければならない。なお、総授業時間数の3分の2以上の出席時間数がなければならない。

2 前項に定める評価を受け合格しなかった場合及び試験等を受けなかった場合は、その科目の単位を取得するためには、再履修しなければならない。ただし、再試験の受験が許可されて単位を取得する場合はこの限りではない。

第6条 試験は学期末毎に行う外、臨時に行うことができる。その決定は、その科目の担当教員が行う。

2 試験は研究報告、調査報告等を以て代えることができる。

3 実習については、前項の規定にかかわらず、その科目独自の方法を以て行うことができる。

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

1 試験を受けようとする科目を、その学期に履修しなかった者。

2 試験を受けようとする科目の授業において、出席時間数が第5条第1項に規定する時間数に満たない者。

3 授業料その他の納付金未納の者。

4 受験中に学生証を所持しない者。

5 試験開始後、25分以上遅刻した者。

（成績の評価）

第8条 成績評価は第6条に定める試験によって行い、これには授業中における小テスト、授業への取り組み姿勢、レポートや課題の提出などの結果を加味することができる。

第9条 学則第27条に定める学習の評価は、授業科目の試験等による成績を0点から100点の範囲において点数で評価する。

2 点数に対する評語は次の表のとおりとする。

評価基準	左に対応する評語	単位認定
90～100点	AA	合格
80～89点	A	合格

70～79点	B	合格
60～69点	C	合格
59点以下	F	不合格

「F」の評価を受けた者は、単位の認定はできない。

3 学修達成度の判定基準は、次の表のとおりとする。

点数・評語		左に対応する学修達成度の判定基準
90～100点	AA	授業科目の内容を極めて良く理解しており、試験において特に優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
80～89点	A	授業科目の内容を良く理解しており、試験において優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
70～79点	B	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験において妥当と認められる成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
60～69点	C	授業科目の内容は理解でき、試験において合格と認められる最低限度の成績（達成レベル）を示したので、合格とする。
59点以下	F	試験において合格と認められる「C」に達する最低限の成績（達成レベル）を示さなかった。

4 前三項に定める成績評価のほか、点数を係数（Grade Point）で表し、取得した係数の平均値による学業評価指数（Grade Point Average）を算出することによって、総合的な学修達成度を評価する。

（不正行為）

第10条 試験中に不正行為をした者については、その試験科目の受験資格を取消す。この決定は教授会の審査を経て行う。

（追試験）

第11条 正当な理由によって試験を受けることのできなかった者については、審査の上、1回に限り追試験を行うことができる。

2 追試験願は、試験終了後所定の期間内に教務課に提出しなければならない。

3 追試験願には、受験できなかった理由を明記し、それを証明する診断書その他の証明書を添付しなければならない。

（再試験）

第12条 試験の結果、不合格となった科目については、再試験願を提出することができる。ただし、再試験を受験できる科目は、学期ごとに5科目までとする。

2 再試験の成績評価は、60点を限度とする。

3 受験の願い出は、当該学期の試験終了後の所定の期日までに受験料を添えて教務課に行うものとする。いったん納めた受験料は、これを返還しない。

4 いったん納入した再試験料は返還しない。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2. この規程は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第2条については、平成11年度入学生から適用する。

3. この規程は、平成19年4月1日から施行し、第9条の規定は平成19年度入学者から適用する。ただし、平成19年3月31日に在籍する者の評語は、「優・良・可・不可」をそれぞれ「A・B・C・F」の評語に置き換えるものとする。

4. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

5. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
6. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
7. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
8. この規程は、平成31年4月1日から施行する。
9. この規程は、令和4年4月1日から施行する。
10. この規程は、令和8年4月1日から施行する。